

会 議 要 録

会 議 名	令和7年度（2025年度）第2回八王子市再犯防止推進会議		
日 時	令和8年（2026年）1月26日（月） 午前10時30分～		
場 所	八王子市富士森体育館 第2・第3会議室		
出席者 （敬称略）	参 加 者 （敬称略）	保坂 信寿、加藤 美代子、尾川 幸次、四方 光、佐藤 順一、森屋 義政、 大熊 直人、三入 重夫、柿澤 正夫、吉井 英樹、吉原 直深、井澤 裕美、 檜井 陸、小俣 英一、内野 友幸、堀川 悟、馬場 清行、狩野 貴紀、 計18名	計22名
	事 務 局 等	生活安全部長、防犯課長、防犯課主任 山本、防犯課主事 倉田 計4名	
欠 席 者	森崎 陽子、高山 智和、元木 博、荒川 泰雄		
議 題	<p>■ 開会</p> <p>■ 議事</p> <p>1 前回会議での課題について（防犯課）</p> <p>2 第2次八王子市再犯防止推進計画の推進にあたり、重要と考える事業アンケート結果について（防犯課）</p> <p>3 アンケートに基づく事業報告</p> <p>（1）出所時の支援について</p> <p>（2）生活困窮者自立支援制度について（生活自立支援課）</p> <p>（3）市営住宅への入居支援、確保要配慮者への入居支援について（住宅政策課）</p> <p>（4）更生保護ボランティア等の活動紹介について</p> <p>再犯の防止等に関する広報・啓発活動の推進について（防犯課）</p> <p>■ 閉会</p>		
公開・非公開の別	公開		
傍 聴 人 の 数	0名		
配 布 資 料 名	<ul style="list-style-type: none"> ● 次第 ● 参加者名簿 ● 資料1 前回会議の振り返りと論点整理 ● 資料1-2 参考資料 Re:リスタ！NETについて ● 資料2 第2次八王子市再犯防止推進計画に重要と考える事業についての回答結果 ● 資料3 生活困窮者自立支援制度 ● 資料4 市営住宅への入居支援、住宅確保要配慮者への入居支援について ● 資料5 更生保護ボランティア等の活動紹介、再犯防止等に関する広報・啓発活動の推進について 		
会 議 の 内 容	（次のとおり）		
会 議 録 署 名 人	令和8年3月2日	署名人	四方 光

■ 開会

【防犯課 山野井課長】

- ・令和7年度第2回八王子市再犯防止推進会議を開催する。本日の参加に感謝申し上げる。
- ・本会議は、「八王子市再犯防止推進計画」を着実に推進していくため、計画の取組状況や課題などについて、意見交換・意見聴取することを目的としている。
- ・本会議は、八王子市市民参加条例第9条第3項の規定に基づき、原則公開となっている。
- ・現時点までで傍聴者はなし。
- ・会議録の扱いについては、原則として発言者の名前を記載した「要点筆記方式」と決められており、内容の正確さを期すため、座長に確認・署名をお願いしている。
- ・本日の会議時間は、午前11時半頃を目安としている。限られた時間になるが、有意義な会議にしたいと思うので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ・オブザーバーとして、東京保護観察所立川支部井澤様が参加。

■ 挨拶

【生活安全部 山岸部長】

- ・本日はご多用のところ、第1回八王子市再犯防止推進会議にご出席いただき、またそれぞれの立場で、更生保護再犯防止の取り組みにご尽力をいただいておりますことに重ねて御礼を申し上げます。
- ・行政への理解・協力への感謝と更生保護・再犯防止への尽力に改めて敬意を表する。
- ・前回の会議では、取組を進めるに当たりまして、具体的かつ現実的に様々な課題について、活発に意見をいただいた。その意見を踏まえつつ、検討事項の整理をさらに進め、今後の展開に向けた共通理解を持つ場としたい。
- ・結びに、ご参加いただいている皆様の引き続きのご理解、ご協力を申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

■ 議事1 前回会議の振り返りと論点整理について

【中央大学 四方座長】

- ・早速議題に移りたいと思う。議事1 前回会議の振り返りと論点整理について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

- ・前回の会議では八王子市第1次再犯防止推進計画、令和6年度の再犯防止推進計画進捗状況について報告と、八王子市第2次計画での重要重点取り組み事項について審議した。
- ・前回会議で挙げた懸案事項は大きく3つ。1つ目、支援内容、支援先の把握の困難性について。2つ目、出所者の生活困窮について、3つ目、出所者の入居支援について。
- ・2つ目と3つ目の懸案事項については、本日の議題3で制度の説明、現状について話があるため、議事1では1つ目の懸案事項に対する事務局からの提案を審議いただきたい。
- ・支援先や支援内容をまとめたものを作成したいという内容が事務局からの提案となる。
- ・都が作成しているリスタネットを参考資料で紹介。リスタネットについて、保護司に話を聞いたところ、名前は知っていたが、就労支援だと思っていたため、再犯防止に有用なものだと知らなかったという方もいた。リスタネットの周知も併せて進めたい。

【中央大学 四方座長】

- ・今の提案について、ご意見、ご質問等あるか。
- ・私から質問。紙媒体で作成するのではなく、ホームページ等のサイトを作り、東京都のホームページにもリンク貼るイメージで良いか。

【事務局】

- ・まずは紙媒体で作成したい。会議の中でホームページにしたほうが良いなどの意見があれば、ホームページにしていくなど、ブラッシュアップしていきたいと考えている。
- ・なお、東京都のリスタネットには、市が載せたい情報を伝えた場合、リンクを貼っていただけることを確認済み。

【中央大学 四方座長】

- ・他にご質問、ご意見等あるか。
- ・意見、質問がないことから、作成するというので良いか。

【参加者】

- ・異議なし

【中央大学 四方座長】

- ・次回、事務局からスケジュールや方向性について改めて示してもらう。

■ 議事2 第2次八王子市再犯防止推進計画の推進にあたり、重要と考える事項のアンケート結果

【中央大学 四方座長】

- ・議事2に進む。第2次八王子市再犯防止推進計画の推進にあたり、重要と考える事項のアンケート結果について、事務局から説明をお願いする。

【事務局】

- ・まずは、アンケートの協力に感謝申し上げる。委員の皆様からのアンケート結果について報告する。
- ・一番多く票を集めたのは生活困窮者自立支援であった。更生には経済面や自己有用感の涵養が重要、就労することで帰属意識を持てるようになる、など、就労の大切さが多くの委員の意見だった。ハローワークや協力事業主会との連携が重要であることが明確になった。
- ・次点として、市営住宅への入居支援、更生保護ボランティア等の活動紹介、再犯の防止等に関する広報啓発活動の推進が重要な事項として票が集まった。
- ・定住先の確保や近隣住民との交流の機会が社会復帰の第一歩であるという意見や、住所がないと就労が困難であることから、まずは住まいの支援という意見があった。
- ・議題3で、生活自立支援課と住宅政策課から、「生活困窮者自立支援」「市営住宅への入居支援」について、現状の支援策について説明する。
- ・ボランティアの活動紹介、広報・啓発活動の推進については、重複する意見があるが、人材確保、市民の理解を促し参加してもらうためには、紹介や啓発活動が重要であるとの意見であった。
- ・得票数が多い事項は以上だが、委員の皆様のご意見を共有するため、他の意見も紹介する。

・若者サポートステーション、幼少期からの支援の重要性、高校生や大学生学校関係者等に対して、矯正施設が有する知見等を伝達還元する機会を持つことの重要性など、青少年への教育関係団体の情報共有を重要とする意見も多かった。

・高齢者コーディネートセンターや、保険医療的・福祉的支援とその連携など、高齢者・障害者等への支援を重要とする意見もあった。

・そのほか、地域が犯罪を防止する力を支援していくことの重要性についての意見もあった。

【中央大学 四方座長】

・今の説明について、ご意見、ご質問等あるか。なお、生活困窮者自立支援と市営住宅への入居支援については議事3で説明があるので、他の事項で意見、質問があるか。

・市内更生保護ボランティア団体として、連携出来たらよい内容などあるか。

【保護司会 佐藤氏】

・懲罰から拘禁刑に変わった。出所するときどんな仕事をしたいか、考えながら作業をする。出所者がどのような作業をしてきたか、わからないと希望の就職先につなげられない。受け皿である自治体としてどうしていくのが課題だ。

【中央大学 四方座長】

・出所後の就職ということで、協力事業主の課題でもあるかと考える。協力事業主として意見はあるか。

【協力事業主会 森屋氏】

・働き口を探しても、なかなか長続きしないのが現状である。支援していて感じるのは、再犯してしまう人、罪を犯してしまう人は、家庭的に問題があることが多い。若い時からの支援や取り組みがあってもよいと感じる。大人になってから支援したり、手を差し伸べることも大事だが、長続きできるようにしたい。

・先日、多摩少年院の二十歳を祝う会に出席した。そこでは子供たちが感動的なことを言っていたが、それでも出院したあと長続きしていないのが現状だと感じる。若い子どもころからの支援の大切さを感じている。

【中央大学 四方座長】

・ご意見、感謝する。

・拘禁刑に変わったことについて、刑務所の中で職業訓練のようなことが充実してくる。指摘があったとおり、刑事施設から出た後のフォローも考えていく必要がある。その中で自治体との連携などが重要になってくる。この会議が連携の場をコンセプトとしているので、良い機会になると感じている。

■ 議事3 アンケートに基づく事業報告

【中央大学 四方座長】

・議事3に進む。アンケートに基づく事業報告について、事務局から説明をお願いする。

【事務局】

・前回会議の後、防犯課、生活自立支援課、住宅政策課で、現状と課題を話し合った。その結果、出所者がどのような過程を経て地域に戻ってくるのかが、あまりわかっていないことが再確認された。そこで、今回は東京保護観察所立川支部から出所者が地域に戻っていく過程をご説明いただきたい。

【中央大学 四方座長】

・それでは、東京保護観察所立川支部から説明をお願いします。

【東京保護観察所立川支部 吉原氏】

・受刑者の支援の流れについて概要を簡単に説明する。

・まず、出所・出院する際に、誰のもとに帰るのか。どこに帰るかということ調整する。例えば、刑務所にいる人が、八王子市に住む親元に帰りたいという希望を出した場合、刑務所から、八王子市を管轄する保護観察所立川支部に、ちゃんと親元に帰れるかどうか調査の依頼が来る。依頼を受けた保護観察所は、基本的にその人が帰る場所の近くに住む保護司を指名し、親御さんとの面談などを行ってもらい、引き取る意思があるか、支援の必要があるかなどを確認してもらう。希望する地域へ行けそうだとということになれば、そのまま調整を継続する。しかし、親が引き受けを拒否するなど、希望先での生活環境に問題がある場合は、帰ってくることは適当ではないと刑務所に報告を行う。その場合は一つの選択肢として更生保護施設への入所がある。全国 100 か所程度あるが、そのうち2つは八王子市にある。他には国立市と町田市に一つずつ施設がある。更生保護施設での受け入れができれば、そこから働いてお金をためて自立していく支援を行う。ただ、施設には定員の問題や、犯罪の内容によって断られてしまうこともある。その場合は自立準備ホームというものや、住み込みでの就職などを案内する。

・満期で出所した人や、軽微な犯罪ですぐに釈放された人については、身柄を解かれてから6か月は保護期間となり、更生緊急保護を申し出ることができる。更生保護緊急保護は、全国どこの保護観察所でも相談が可能。令和5年12月に法の一部改正があり、収容中であっても更生緊急保護の申し出ができるようになった。刑務所にいる間に相談があれば、出所先の調整を早い段階で行えることから、本人の心理的安定も期待できる。

・以前は土日や祝日は相談できなかったが、少しずつ対応できるように、国としても改善を図っている。

・検察庁から釈放される人についても、拘留中に生活環境の調整を行う支援を行っており、刑務所にも社会福祉士などの社会復帰支援の専門職員が配属されている。高齢者や障害者等、福祉サービスが必要になるケースについては、特別調整という形で支援をしている。

【中央大学 四方座長】

・説明、感謝する。時間の都合上、質疑等は一連の説明が終わった後とする。

・続いて、生活困窮者自立支援制度について、生活自立支援課から説明をお願いします。

【生活自立支援課 小俣氏】

・時間が限られているため、生活困窮者自立支援制度について、ポイントをお伝えする。

・生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の決定的な違いについて。保護制度は、国が定めている最低生活基準に対して、その人の資産や収入が下回っていることが絶対条件であることに対して、困窮者自立支援制度は、主観として、本人が「このままでは将来が心配だ」と思っていることを伝えることで、相談の対応が可能になるというもの。

- ・生活困窮者自立支援制度の仕組みとして、自立相談支援事業という、総合相談事業、そこでその人が必要とするプランを作り、様々な支援をしていくというかたち。相談内容によっては、生活保護の検討ということになり、生活保護の申請相談窓口を経て、ケースワーカーにつないでいくこととなる。
- ・生活困窮者自立支援制度にはいくつかメニューがある。1 つは、住居確保給付金といって、条件はあるが、再就職に向けた活動をしている人に一定期間、家賃を補助するものがある。
- ・ほかにも就労支援事業というものがある。生活自立支援課には就労支援員がおり、また、ハローワークの出張所が市役所内にある。また、就労アシストを委託しており、相談者に寄り添い、それぞれの就労阻害要因を踏まえて仕事の切り出しや、勤務日時の調整などの支援を行っている。
- ・引きこもりの状態が続いていた方など、コミュニケーションが苦手な方には、就労支援の手前の支援として就労準備支援メニューがある。
- ・基本的には、出所者については、自分から申し出てくれない限り把握できない。知っていたとしても、就職希望先にコミングアウトするかどうかは本人の意思を尊重している。
- ・生活困窮者自立支援制度は生活保護制度に比べて知らない方が多い。当課の現場で支援をしている職員からは、必要としている人たちに伝えたいとの声もあがっている。ぜひ生活保護だけでなく、生活困窮者自立支援制度があるということも知っていただきたい。

【中央大学 四方座長】

- ・説明、感謝する。時間の都合上、質疑等は後とする。
- ・続いて、市営住宅への入居支援、住宅確保用配慮者への入居支援について、住宅政策課から説明をお願いする。

【住宅政策課 馬場氏】

- ・市では、市営住宅の提供や、家賃補助住宅制度、民間賃貸住宅の入居支援などの施策を実施している。
- ・市営住宅は、住宅に困窮する低所得者の方に低廉な家賃で提供するもの。市内に 1480 戸ある。建てたのが昭和 30 年代ということがあり、家族向けのものが多い。
- ・単身者の市営住宅入居要件について。市内に 3 年以上居住していること、60 歳以上または障害者手帳をお持ちの方、もしくは生活保護受給者で、一定所得以下の方で住宅に困っている人、となる。
- ・応募状況はとても倍率が高い。67 倍、59 倍という物件もある。
- ・対応策として、家族向け住宅として募集をしているが、応募が連続しなかった場合、単身者向けに募集を行うことを検討中。来年度頃、できたらと考えている。
- ・民間住宅の家賃補助について。入居者は市営住宅並みの家賃を、残りを市が補助金として支払う制度。上限が 4 万円となっている。当事者としては、普通の賃貸受託で、家賃が市営住宅並みになるというもの。現在、対象は 27 戸、19 世帯となっている。うち、単身者は 13 世帯となっている。
- ・住宅用配慮者への支援として、支援協議会の中心となった情報提供や相談支援も行っている。今年度は全 6 回実施し、37 件の相談があった。
- ・住宅確保配慮者に対して受け入れに協力してくれる「協力店」もいる。現在 37 店舗が登録されている。役割は、入居仲介を不当に断らない、行政と連携しながら自立支援に努めることとなっている。

【中央大学 四方座長】

- ・説明、感謝する。今まで説明いただいた 3 件について、ご質問、ご意見などあるか。

【紫翠苑 三入氏】

・市営住宅の倍率がとても高い。67 倍のところは 66 人が入居できないということ。その人たちはどうなるのか？また、居住支援協議会があるとのことだが、居場所がない出所者、出院少年などの情報は把握できているのか。法務省等と情報交換しないと、市の窓口はあってもつながらないのでは。

【中央大学 四方座長】

・住宅政策課長から回答をお願いする。

【住宅政策課 馬場氏】

・まず質問の一つ目。市営住宅に入居できなかった人について、協力店や、安価な民間賃貸住宅を紹介するなどの形をとっている。もう一つの情報共有については、まだ市側で把握ができていない。協力いただきながら進めたい。

【中央大学 四方座長】

・他にご意見等あるか。

【BBS 会 樫井氏】

・感想になってしまうが就労支援について。就労支援をしても、森屋会長のお話のようになかなか続かないという方が一定数いるということを知り、もったいないと感じる。定着支援について保護司や事業主会の方が広く認識し、状況によって積極的に活用することは、すぐにできる重要なことだと感じた。

【中央大学 四方座長】

・ご意見感謝する。重要なポイントだと思う。多摩少年院の院長に伺いたい。出院した少年のアフターケアができるようになったと聞いた。出院後、就労先でちょっとしたトラブルがあった時など、支援ができるのか、どのような状況なのか伺いたい。

【多摩少年院 大熊氏】

・多摩少年院の出院者の帰る場所について、できる限り保護者のもとにと調整しているが、なかなか難しいケースもある。その場合、社会福祉士など様々な専門家が住む場所を探す。就職については就労支援専門官がおり、10 年 20 年働ける場所を探そうとしているが、マッチングが難しい。ただ、就労先でうまくいかなかった場合、押しかけていくことはできない。就労先の社長や上司の方から相談を受ければ、赴いて助言ができる。なので、相談を受け付けていることを周知している段階である。

【中央大学 四方座長】

・回答、感謝する。協力事業主の方でも、出院者の対応などで困ったときに相談ができるということですね。
・生活困窮者自立支援制度とのマッチングも重要だと思うが、保護司の方などが窓口相談に行くことなどもできるのか。

【東京保護観察所立川支部 吉原氏】

・基本的には本人の希望や同意がないとできない。必要性を本人に理解してもらいながらやっていく必要がある。

【中央大学 四方座長】

- ・おっしゃるとおり、拒否する人もいる。
- ・時間が押しているため、更生保護ボランティアの活動紹介など、重要な案件だが、次回に説明してもらいたい。
- ・このような様々な立場の人が出席する会議で、個別の相談ができたような事例があれば、ここで共有し事例を蓄積していきたい。
- ・進行を事務局へ戻す。

■ 事務連絡

【防犯課 山野井課長】

- ・座長を務めていただき感謝申し上げます。
- ・その他情報提供など。チラシを配布しているが、八王子警察から何かあるか。

【八王子警察 吉井氏】

- ・デジタルポリスのチラシを配布した。ぜひインストールしてほしい。

【防犯課 山野井課長】

- ・他に情報共有したいことなどあるか。
- ・来年度の会議について。次の会議は夏ごろを予定している。日程は改めて連絡する。
- ・本日の会議録は後日送付する。

■ 閉会